

4. 整備方針

コンセプトの実現に向けて4つの整備方針を設定します。

(1) 既存施設の活用と新たな魅力の創出

国道254号バイパス整備により、利用ニーズが大きく変化することが想定されます。既存利用者と新規利用者のニーズを満たすことを目指し、既存施設を最大限に活用しながら、地域活性化に寄与する拠点を整備します。

(2) サブコンセプトに応じた機能・施設の整備

サブコンセプトに応じた機能・施設を整備することで、利用者ニーズを幅広く網羅できる整備を目指します。

(3) 公募設置管理制度の活用の検討

便益施設等の整備にあたっては、民間活力による施設の建設、維持管理及び運営に係る手法として、PARK-PFIなどの民間活力を活用することを前提に検討を進めます。

(4) 円滑なアクセス動線

国道254号バイパス整備に併せて、公園への円滑なアクセス動線を計画します。駐車場の不足も想定されるこことを踏まえ、旧憩いの湯跡地のバス停、バス転回所、駐車場の機能配置も検討することで公園全体としての交通環境改善を図ります。また、整備については、ユニバーサルデザインに配慮します。

5. 整備範囲とゾーニング図

【拡張整備の中心となる範囲】

旧憩いの湯跡地・駐車場・ゲートボール場（約1ha）

⇒民間活力の導入を前提として、

民間側から活用方法の提案を必須とする

【既存の機能を原則残す範囲】

既存のテニスコート・弓道場・ソフトボール場

⇒自由提案として、既存の機能を残す範囲で

改善提案を行うことを妨げない



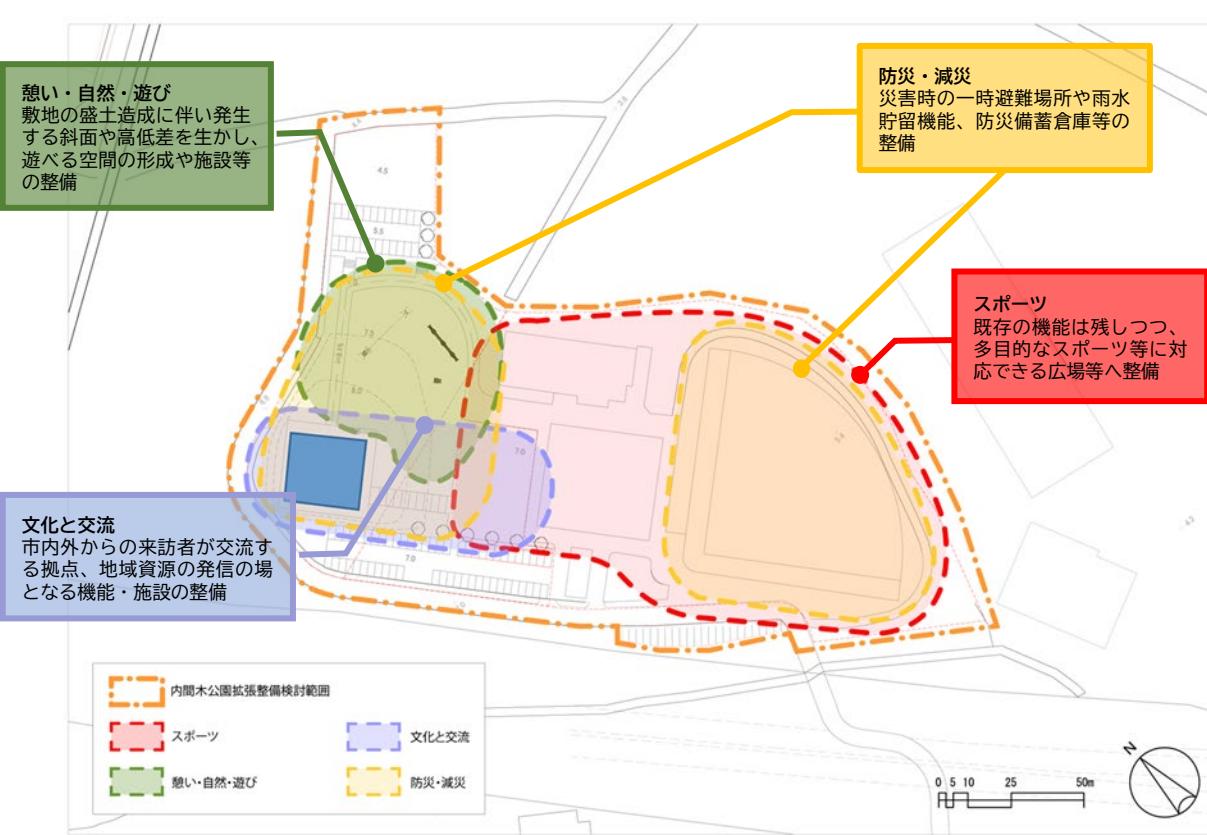
憩い・自然・遊び
敷地の盛土造成に伴い発生する斜面や高低差を生かし、遊べる空間の形成や施設等の整備

文化と交流
市内外からの来訪者が交流する拠点、地域資源の発信の場となる機能・施設の整備

防災・減災
災害時の一時避難場所や雨水貯留機能、防災備蓄庫等の整備

スポーツ
既存の機能は残しつつ、多目的なスポーツ等に対応できる広場等へ整備

内間木公園拡張整備検討範囲
スポーツ
文化と交流
憩い・自然・遊び



6. 今後の事業の流れ

本基本構想から拡張整備事業の実施までの大まかな流れは下記のとおりです。

事業の流れ

市民意見の収集

本基本構想 令和4, 5年度実施

- ・ コンセプト・基本方針の検討
- ・ 整備手法の検討 等

- ・ 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会
- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント
- ・ 住民説明会

基本計画 実施時期未定

※国道254号バイパス整備進捗状況に合わせて実施

- ・ 民間事業者へのマーケットサウンディング（※1）調査
- ・ 整備内容の詳細検討 等
- ・ Park-PFIの整備スキームの検討

- ・ 市民アンケート
- ・ パブリックコメント
- ・ 住民説明会

事業者の選定

- ・ 都市計画決定
- ・ Park-PFIの公募設置等指針（※2）の策定・告示
- ・ 民間事業者からの公募設置等計画（※3）の受付・選定
- ・ 公園管理者と認定計画提出者（※4）と基本協定等を締結

拡張整備事業の実施 ※Park-PFIで実施した場合

民間事業者による整備

- ・ 公募対象公園施設の整備
- ※整備費は民間が100%負担
- ・ 特定公園施設整備

市による整備

- ・ 特定公園施設整備
- ※整備費は民間負担の残り分を負担（最大90%負担）

※整備費は民間が原則10%以上負担

※1：官民事業を円滑に行う目的で、当該事業の実施前に民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集すること

※2：Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの

※3：都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画

※4：公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

（参考）公募設置管理制度（Park-PFI） 概要

- ・ 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- ・ 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



都市公園法の特例
① 設置管理許可期間
最長10年を20年まで延長可能に
② 建ぺい率
公募対象公園施設は10%を参考して条例で定めることが可能に（通常2%を参考）
③ 占用物件
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

Park-PFIの活用によって促される効果

- | | |
|--------|---|
| 公園管理者側 | 公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効率的・効率的な公園の再整備が促進される |
| 事業者側 | 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる |
| 公園利用者側 | 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる |

出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI活用ガイドライン（国土交通省HP）